

国費外国人留学生（学部・文科系）日本語等予備教育施設 審査要領

令和 7 年 8 月 2 7 日

国費外国人留学生（学部・文科系）

日本語等予備教育施設審査委員会決定

I. 日本語等予備教育施設候補機関の選定等

日本語等予備教育施設候補機関は、国費外国人留学生（学部・文科系）日本語等予備教育施設審査委員会における審査により選定する。

II. 審査の進め方

（１）審査は、原則、申請機関から提出された業務企画書等の確認及び申請機関へのヒアリングにより実施する。

（２）審査の過程で不明瞭な点や追加で確認を要する点が生じた場合は、事務局を通じて申請機関に対し確認を行うことができる。

（３）日本語等予備教育施設候補機関は、原則、書面の確認及びヒアリングの両方を踏まえ選定する。

III. 審査の観点

審査は、対象機関の要件について確認したうえで、主として「審査の観点」ごとに、「評価区分」に示す評価及び所見を付すことにより実施する。

審査の観点

（１）日本語等予備教育に対する姿勢

申請機関の事業内容、目的等から、経営ビジョンが日本語等予備教育実施施設として適切であるか。国費外国人留学生制度及び日本語等予備教育実施の目的を理解し、申請機関において責任ある実施体制が構築されているか。

（２）取組みの実効性

学部・文科系進学者に対する予備教育として、取組内容が適切であり効果的なものとなっているか。

（３）取組みの実現可能性

申請機関の事業内容やこれまでの実績等を踏まえ、取組みが実現可能なものとなっているか。

（４）取組みの継続性

申請機関の事業内容、これまでの実績、予備教育の実施体制等を踏まえ、取組みの継続性が担保されているか。

（５）学習成果

申請機関の事業内容、これまでの実績及び日本語等予備教育の申請内容を踏まえ、日本語等予備教育終了時に学生が身に付けることを目標としている知識・能力等が、大学の学士課程進学に必要な内容・水準となっているか。

また、第三者が予備教育における成績等を客観的に把握するために、適切な評価項目・評価方法となっているか。定量的な評価が実施されているか。

評価区分

A：優れている
B：良好である
C：やや不十分である
D：不十分である

IV. 審査委員会委員及び担当職員が遵守すべき事項

(1) 利害関係者の排除

- 申請に関係する委員は、関係機関の審査を行わないものとする。
(利害関係者とみなされる場合の例)
 - ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた機関から申請があった場合
 - ・ 申請の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合
- 委員は上記に留意し、利害関係や利益相反の事実がある場合、速やかに申し出るとともに、利害関係を有している申請の審査から外れなければならない。また、利害関係や利益相反の可能性がある場合、審査委員会はその委員に係る審査の可否を速やかに検討することとする。

(2) 秘密保持

- 委員として審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- 委員は、申請機関から何らかの不正な働きかけがあった場合、必ず担当課（参事官（国際担当））職員にそのことを申し出なければならない。
- 委員として取得した情報（会議資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- 上記については、担当課職員についても同様の取扱いとする。

V. その他

(1) 開示・公開等

- 審査委員会は、自由闊達な意見を阻害するおそれがあること、審査の公平性を担保する必要があることなどから、非公開とする。
- 審査委員会の委員、議事及び会議資料は、審査の公平性を担保する観点から、非公開とする。
なお、日本語等予備教育施設を決定した際には、日本語等予備教育施設名称、審査要領及び審査委員会委員の氏名を公表する。